

令和5年3月1日

共同筆頭著者の扱いについて（予告）

学位論文は、「原著論文の内容を主として作成されたものでなければならない」としているが、この原著論文が学位申請者を含めた複数の筆頭著者の場合の扱いについて、令和5年度後期の学位申請より下記のとおりとし、あわせて令和5年8月頃に「学位申請の手引き」を改正する。

記

1. 学位申請を認める条件

- ・共同筆頭著者（equally contributed author、co-first author 等）全員が申請者の学位論文に使用することに同意するとともに、自身の学位論文として使用しておらず、かつ今後も使用しないことを誓約できること。
- ・共同筆頭著者であることが原著論文に明記されていること。
- ・早期修了を希望する課程博士の申請、もしくは論文博士の申請のいずれでもないこと。

2. 手続き

- ・前期の学位申請を希望する場合は4月第1水曜日、後期の学位申請を希望する場合は10月第1水曜日までに、教育研修支援課へ必要な書類を提出すること。
- ・提出にあたっては土、日及び祝日を除いた3日前までに連絡をすること。
- ・提出書類をもとに大学院医学研究科運営検討委員会で審議を行う。承認を得た場合のみ、学位申請を行うことができる。

※提出書類の詳細は、「学位申請の手引き」改正時に提示する。

3. 注意点

- ・原著論文の筆頭著者が複数の場合、特に厳密に学位の審査を行うこととする。
- ・同じ原著論文を使用して共同筆頭著者が学位を授与されたことが判明した場合（本学以外の国内外の大学や機関による学位授与を含む）、学位申請者が学位授与前であれば学位審査の中止や学位授与決定を取り消すことがある。また、懲戒処分となることもある。学位授与後であれば学位授与を取り消すとともに、学位記を返上させることがある。
- ・本予告の内容は、「学位申請の手引き」改正時に変更となる場合がある。その場合、「学位申請の手引き」に従うこと。